

〈いえ〉のエートスについて

中村, 正夫
九州大学

<https://doi.org/10.15017/2231576>

出版情報 : 九州人類学会報. 4, pp.34-38, 1976-12-10. Kyushu Anthropological Association
バージョン :
権利関係 :

〈いえ〉のエートスについて

九州大学 中村正夫

はじめに

〈いえ〉という言葉はかなり多義的に使用されている。⁽¹⁾ いまそれを社会集団としての家族にかかわるものに限定しても、日本の家族そのものとするか、それとも日本の家父長制的伝統の家族を指称するものとするか、あるいは旧憲法の「家族」制度下の「家」の意とするか、論者の見解はこんにちなお十分な一致を見ていない。⁽²⁾ ここではそうした論議に深く立ち入る余裕はないので、さし当り日本の伝統的な家族の謂としておく。

〈いえ〉は家族としての通文化的な特質を分有するとともに、多分に日本に個有の歴史的制度的存在として独特の性格をもつ。というよりむしろ日本家族の特殊性に関連して使用されることが多く、それはその極限的な場合、つまりただ一人の成員もない〈いえ〉が存在し得ることもあって、その意味では〈いえ〉は単なる社会集団以上の制度体としての存在でもあった。換言すれば、集団としての〈いえ〉の本質が制度体としての〈いえ〉によって規制されていたところに著しい特色があるといえよう。

ところでエートスの語はG・W・サムナーが「ある集団が他のものと区別され、分化される性格の特徴の総体」として集団の性格という観念の存在に注目して以来、⁽³⁾ 社会諸科学の分野で広く採用されている。したがって〈いえ〉のエートスというのは〈いえ〉の性格を特徴づける観念に言及しようとするものである。しかし小稿が意図しているのは、そうした〈いえ〉のエートスに関する論理的な追求や体系的な整序ではない。

〈いえ〉観念の基本的な特徴の一つは世代的連続性の尊重にある。このことに関連ある一つのエピソードを紹介することによって、〈いえ〉考察の一資料を供しようというささやかな試みにすぎない。もっともこの事例そのものについてはすでに「主従の絆」として『九州大学社会学年報』第4輯に発表済みである。二番煎じの感をまぬがれないが、本誌の求めに応じてあえて視点に若干の変更を加え、大方の批正にゆだねる次第である。

1

時は文政年間に遡る。場所は筑前国志摩郡元岡村（現在、福岡市西区大字元岡）と会津若松城下である。片や元岡村百姓伊平（伊兵衛）、片や会津藩主松平氏の上級家臣原田種美の組合せ、両者の間に何回かの書簡の往復があったのち伊平が種美に招請されて会津を訪れ、陪臣とはいえその家臣に取立てられるというのが事の粗筋である。こうした近世封建制下の厳しい身分の壁や土地禁縛策を超えた両者の

結びつきに〈いえ〉及び〈いえ〉関係の微妙な特質がうかがわれる。

会津藩士原田氏は元来九州に卓越した大蔵党の本流と目されてきた名族である。天慶3(940)年、藤原純友の乱に追捕使として西下し、乱平定後も筑前にとどまった大蔵春実(春種)を元祖とし、その後累代太宰府官僚に列して次第に土着化、上世から中世にかけて筑前に生起した著名な歴史的事件には必ずといってよいほどその名を連ねている。鎌倉時代に本城を怡土郡高祖(福岡県前原町高祖)に定め、筑肥の間における有力土豪として消長を繰り返したが、応仁の乱から戦国初期にかけては周防山口の大内氏麾下に属し、少弐・大友の諸勢力と対峙した。かくて元亀・天正の頃にあつては少弐氏すでに滅び、大友氏もまた衰退するなかで、了榮原田隆種が大いに勢力を拡大し、「天正中備定」によれば先手千人、後備千人、旗本千人、留守五百人その他を擁したという。

しかし養嗣子信種の代になってようやく全盛期を迎え、まさに筑前征覇の宿望成らんとする時、すなわち天正15(1587)年秀吉の島津征伐が開始される。この時信種は島津攻略戦に参じたものの緒戦島津方に一味したこともあつて本領没収となり、新たに肥後に封じられた佐々成政の与力となった。原田氏はこの以後永久に怡土の地を失うことになる。信種は翌16年国衆一揆勃発によって佐々刑せられ、替って肥後に入部した加藤清正に引続き与力となり、文禄の役に参加してかの地で戦死する。あと種次が嗣いだが加藤氏また失脚していったん浪人となり、やがて肥前唐津藩主寺沢氏の寄客となった。しかし寛永14(1639)年、天草島原に切支丹一揆が蜂起、種次はいち早く天草に赴いて勇戦したがその甲斐も空しく、乱鎮圧後寺沢氏断絶のため再度浪人となり、やむなく江戸に上った。その内天海和尚の周旋によって会津藩を創設したばかりの保科正之に隨身がかない、禄二千石の大身として召抱えられることになった。慶安4(1651)年のことである。さきの原田種美はこの種次(嘉種と改名)を初代とする会津原田氏の7代目である。

一方元岡村の百姓伊平はさきの原田信種が高祖在城時代のいわゆる原田七臣衆の一人、鬼木修理大夫種甫の末裔である。伝記⁽⁴⁾によれば種甫の没後、原田氏の肥後移住に随行したのは長子又左衛門種重であり、種重の孫源太夫重清が原田氏とともに会津に移住して三百石を給せられ、重清の孫嘉六重近の代に家苗断絶したという。元岡鬼木氏の始祖は種甫の末子修理徳理で、その孫六左衛門種常の代に元岡村に移住、伊平は徳理から数えて9代目となっている。

ところで中世末期の守護大名制下にあつては諸国に国衆と呼ばれた在地勢力とその武士団が数多く蟠居していた。それらは近世領国大名制の確立によって解体再編を余儀なくされる。あるいは自他の国主に任官して秩禄武士となる者、あるいは土着帰農したり都市商人に転身する者、さらには山野離島に“隠れ里”を営む者、そして全く没落した者とその類型はさまざまである。いずれにしてもかつての武士団に結集した主従は離合集散して、年月を経るとともにその絆は絶たれ、また近世封建制はそうした連繫を許さなかった。会津原田氏と元岡鬼木氏の関係も本来ならそのような多数事例の一つにすぎなかったし、事実長い断絶の期間が続いた。にもかかわらず、突如として数世代以上を遡るかつての主従関係が復活するのである。

発端は文政4(1821)年、会津原田氏より高祖の菩提寺金龍寺を経て旧臣に宛てた一通の書簡が到来したことにある。

「一筆啓達致し候、未だ貴意を得ず候えども、いよいよ御安全御家業御勤め成らるべく珍重に存ぜられ候、当境、又助殿始め子息方、堅固に在られ候条、御行念有るべからず候、随って拙者共始め家士の輩、別条無く勤仕せしめ候間、遠情を労され下されまじく候、なお御動止承知致すべき旨申付けられ、此の如くに御座候、恐惶謹言(読み下し文)

(文政四年)二月十五日 兼子庄作 (花押)

直良

樋口津右衛門 (花押)

義孝

池園左近助様	鬼木修理様	水上丹後様
石井内膳様	池園刑部様	窪内記様
大原備後様	深江宮内様	右御子孫 中
浦志大和様↗	中園駿河様↗	

宛名はすべて原田信種高祖在城時の三家老七臣衆である。文意は会津原田氏がその用人をして上記10名に代表される旧家臣団の末孫に対してそれぞれの動静を報告するよう求めたものである。これに対して元岡鬼木氏は早速回答したらしい。文政7年には礼文に付記して原田家当主又助(種美)が怡土・志摩二郡(糸島郡)の家来筋の家々合力して高祖の金龍寺なる原田家霊廟の位牌を再興したことを知ったのを契機として、文政3年夏以来その動向調査を発企したものという事の経緯が述べてあった。やがて3度目の手紙が到来する。それは御地は原田家累代の領国であったし、しかも旧臣の末葉が多数残留しているとあっては、決して現状に満足できる訳もなく、事実いまだに各位を股肱の臣と信じているのだが、すでに松平氏に重用されて長年月、いまとなつては故地に復帰することもおぼつかなく、また遠隔の地にあつて何ら恩給するすべもない。そこで「責めて御法名なりとも当境御菩提所へ相納め置かれ、御回向をも致されたき思し召しに候間、御先祖御代々の法名へ年月日並びに俗姓名を書き添えられ遣わされ候よう存じ候」というものであった。

これに応じて鬼木家では「系譜略」一冊をしつらえ、傍証として高祖父儀道と曾祖父次郎兵衛に宛てた原田家の旧翰一通を添えて会津に送った。文政10年秋のことであったが、これによって事態は思わぬ展開を迎えることになる。翌11(1828)年正月15日付けで原田又助と用人3人連名の賀状2通が寄せられるのであるが、とくに用人達の書面には上記しておいたように原田種次が会津藩に随臣した際、これに従った鬼木源太夫の家系は「当時断絶に相成り居り、甚だ以て気の毒に思し召し候えば、是非御兄弟様か御息様の中、当地へ御出で下され候様仕まつりたくと申し候」とあったのである。

この頃、鬼木家では伊平64歳、家業として酒造業を兼ねた大前百姓だったらしいが、妻子なく家督は弟の喜六（九平、九兵衛）に譲ってすでに隠退の身であった。会津原田家からの招請に対しては伊平みずから出向くことになる。それも表面上は藩庁の聞こえを慮ってか、伊平の無断家出という体裁をとる。その経緯は「書置之事」及び「往来手形」各一通にしたためてあるが、それによると若年の頃大病を煩い、その時の願解きに西国33カ所を巡拝してくるというものであった。同年4月13日家出した伊平は翌14日最寄りの港久家浦から出航して15日早朝下関着。ここで風待ちをする間、17日付けで本当の目的地は北国にあるとの手紙を九平に送る。18日下関出港、途中諸所に逗留しながら5月10日出羽国庄内に到着、このあと陸路山形を経て会津若松城下に入る。行程43日の長旅であった。

6月18日付け伊平から無事到着の上原田家の屋敷入りを果たしたとの知らせが来る。ところがその署名は伊平ならず鬼木修理種忠となっており、それは同時に届けられた原田家連名による次の書面に裏書きされていた。

「態と染筆せしめ候、甚暑の節、其許始め一族の面々、別条無く家業相励むの由欣然の至りに候、我等息災に候条、遠情易かるべく候、然るは家兄伊兵衛、古代君臣の因を忘れず、元祖修理大夫清甫の志を継ぎ、老年の事に候処、風波数百里の海上を厭わず当地へ罷り越し、我等数十年の渴望を遂ぐ、比類無き忠志の次第、感悦極まり無く候、仍って家門の列、老役の高座申し付け候、追っては中将様（注、松平容敬）へ御目見えの願ひ申し上ぐべく、此の節修理種忠と改名致させ、鬼木家の家再興の存慮、兼て申し遣わす如くに候云々

六月十五日

波多江 九一郎	幼少ニ付印 判相用候 (朱印)	原 田 三 郎
		種 氏 (花押)
原 田 寿之助	幼少ニ付印 判相用候 (朱印) ↗	原 田 大 蔵
		種 賛 (花押)
		原 田 卜 誠
		種 美 (花押)

鬼 木 九 兵 衛 殿

伊平は一転して原田家の筆頭老役の座につき、鬼木家そのものも原田家の一門となったのである。したがって九平に対しても、領民としては百姓身分にあっても原田家との関係にあってはあくまで一門に連なる鬼木九兵衛殿であった。

しかし翌12年6月10日、卜誠原田種美が死去、嗣子大蔵種賛が8月19日付けで新たに大組頭に就任したとの知らせが元岡に届く。明けて13年、こんどは修理種忠自身が2月3日死去し、当人の遺言通り隆国寺殿（注、種美の戒名）の墓の後に葬ったとの知らせがくる。それとともに種忠にはすでに

鬼木右近種~~亮~~なる者が養嗣子となり、会津鬼木家を継承することになったとの挨拶状も届けられる。

このようにして伊平の会津行はその前段の書簡往復の期間を含めてもわずか数年間のことにすぎなかった。しかしこの間に会津鬼木家の再興、元岡鬼木家の系譜確立、それ以上に会津原田家の本貫の地筑前怡土・志摩地方に対する執着の再燃というもろもろの効果を発揮した。近世封建制も末期に近く、その体制もようやくゆるぎ始めようとする時、このエピソードをいつときの徒花として見すごすにはあまりにも多くの問題をはらんでいるように思える。

結 び

この事例はもっと詳細な事実関係を開陳しなければその本質を十分解明できない。しかし紙幅も限られており、これ以上の記述はもはや断念せざるを得ない。ただ原田氏が在地土豪として永年にわたり支配した旧領と、該地に残留せしめた旧家臣団に対する原田氏の執着と慕情、それに呼応するかのようにならぬように該地の家々が保持して旧臣末葉としての意識の存続、それらの絡み合いの中に独特の〈いえ〉観念が滋養されてきたことだけは指摘しておきたい。 (了)

(註)

- (1) 〈いえ〉には家屋 house, 家庭 homestead, 家族 family, の意があることはしばしば指摘されている通りである。
- (2) 民法学者は一般に旧憲法下の「家」をさしているが、社会学者の間でも見解の不一致が見られる。例えば有賀喜左衛門「家族と家」(慶応義塾大学文学部紀要『哲学』第38集所収。『有賀喜左衛門著作集』第9巻所収)と喜多野清一「日本の家と家族」(大阪大学文学部紀要第11巻所収。『家と同族の基礎理論』所収)の間に展開された最近の論争に著しい。
- (3) Sumner, W.G., Folkways: A study of the sociological importance of usage, maners, customs moreses, and morals, 1906 (サムナー、青柳清孝外訳『フォークウェイズ』現代社会学大系第3巻、1975年、青木書店)
- (4) 鬼木健助家文書「系譜略」及び文政11年正月15日付「書簡」